

総合資源エネルギー調査会
基本政策分科会

第17回ガスシステム改革小委員会資料

平成26年12月3日

当社は、「鉱業」を起源とする会社であり、国内の油ガス田より生産された天然ガスを地域の一般ガス事業者様を中心とした法人の需要家様にBtoBでお届けするための天然ガス輸送パイプラインネットワークを構築しています。
平成15年のガス事業法改正以降、ガス導管に係る技術基準、保安基準、事業規制についてはガス事業法の適用を受けることとなりましたが、操業実態と致しましては、鉱業法・鉱山保安法のもとで培ってきた技術・知見を基に、鉱業の一環として事業運営しており、こうした面では、所謂公益事業としてBtoC事業を基盤とする一般ガス事業者とは基本的な事業のベースが異なっています。

I. 導管部門の中立性確保に係る当社意見(1/4)

11/13第16回小委において、法的分離する場合の対象事業者を大手3社とする案が事務局資料に示されましたが、判断基準を示すべき等の意見があり結論に至っていないため、当社が法的分離の対象になり得るとの仮定に立ち、その場合の問題点等について、以下意見表明させていただきます。

1. 法的分離の必要性(総論)

- 電力においては、家庭の屋根上太陽光発電を含めネットワークへの投入者が多数存在するため、機械的に中立性が確保される施策として法的分離に合理性があり得るとしても、ガスにおいては、ネットワークへの投入者は一定規模のLNG所有者等極めて限定的となるため、会計分離をベースとして、少数の事例に対する個別の行政監督を行うことが、中立性確保の目的に照らして、行政コスト、事業者コストの両面から合理性を持ち得るのではないかと考えます。

I. 導管部門の中立性確保に係る当社意見(2/4)

2. 一般ガス事業者とガス導管事業者の相違等(各論)

- 仮に新ガス導管事業に法的分離を適用しようとする場合、(大手)一般ガス事業者由来の新ガス導管事業者とガス導管事業者由来のそれとの間には、以下のような相違点があることにご留意頂き、適用範囲の設定等を行う必要があると考えます。

2-① 鉱業との関係

- 国産天然ガス事業者は、国内鉱山と地域の需要家様をつなぐ鉱業設備としてBtoBの高圧導管網を整備してきました。大手一般ガス事業者が需要集積地である大都市圏において、一般の需要に応じるためにLNG基地を起点に小売に供するための低圧を含む導管網を面的に発達させてきたことに対し、導管の形成過程が異なります。
- そうした発展形態も相俟って、当社の卸供給先は所謂中小の都市ガス事業者であり、その需要密度・規模は相対的に小さく法的分離の対象外とされる方向でもあることから、当社導管についても新規参入者の関心(中立性確保へのニーズ)は低いものと考えています。(H15年のガス事業法改正以降、従前からの託送依頼者以外からの託送検討申込は1件もありません。)

I. 導管部門の中立性確保に係る当社意見(3/4)

- 鉱山の開発においては、生産物である原油・天然ガスの探鉱・開発を包括的に行っているところであり(注)、その一部に過ぎないガス導管部分のみを法的分離することにより、鉱山開発全体の意思決定の遅延等をきたせば、鉱業法の目的である「鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与する」ことを阻害する虞があります。

(注):弊社では、鉱山の合理的開発のため、国産天然ガスの地下貯蔵の実施や、導管供給と液化・サテライト供給の組合せ実績あり。法的分離に際しては、特に前者において、ガス導管事業とその他の鉱山事業を何処で区分するかという問題も発生。

2-② 操業費用

- 電気事業における法的分離では、役員・従業員の兼任や異動制限を課すことが検討されています。
- これがガス事業においても適用されるとすれば、当社にとっては、現在は一体操業している天然ガス生産設備(鉱山)と輸送設備(導管)の操業の分離を強いられるため、分社コストに加え、操業・保安要員等の増強(重複)による恒常的な費用の増加につながる虞があります。

I. 導管部門の中立性確保に係る当社意見(4/4)

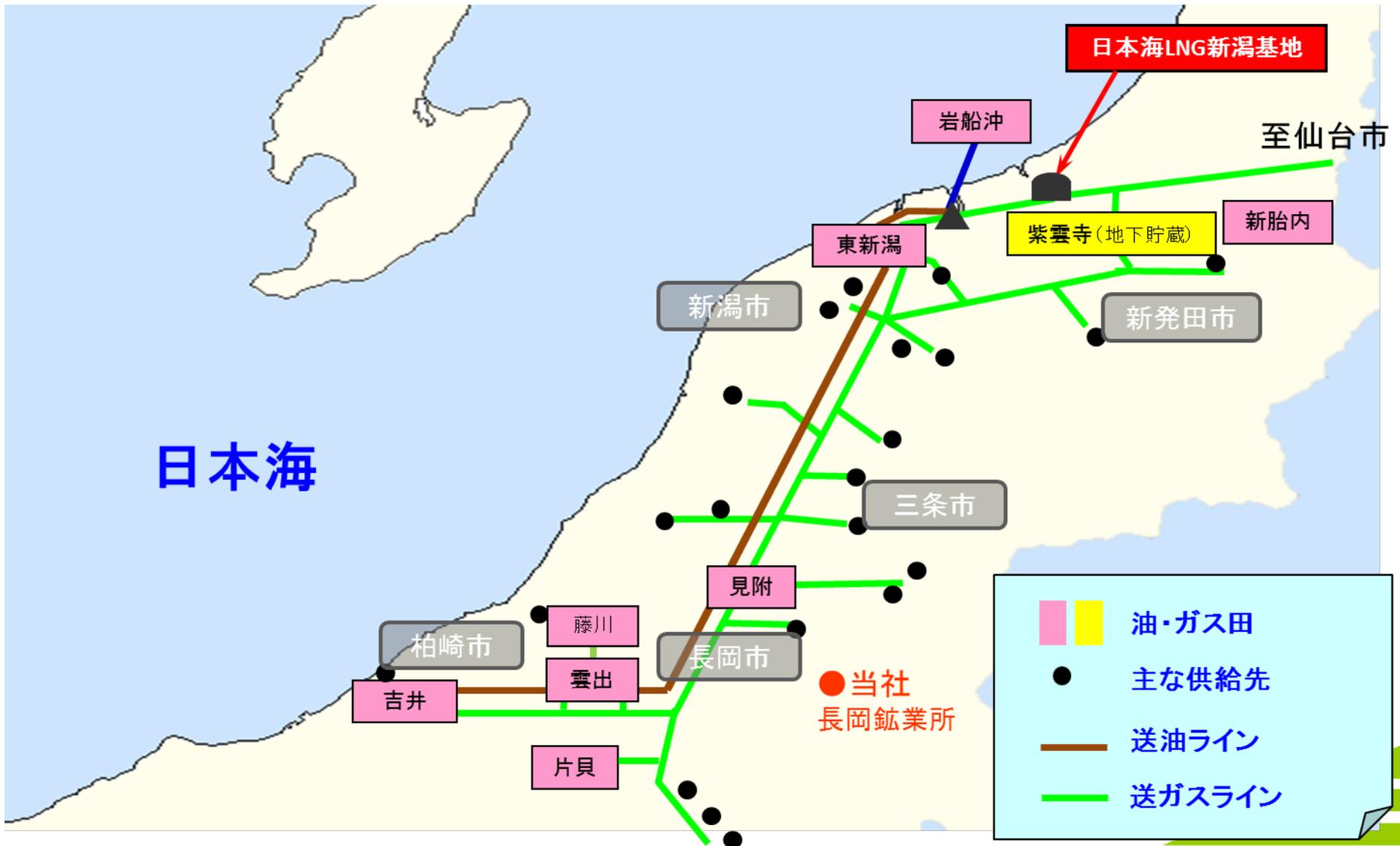
2-③ 投資回収

- 一般ガス事業者の既存導管は総括原価主義のもとでのコスト回収が制度的に保証されてきたことに対し、当社導管は自ら事業リスクを取って投資を行った設備です。法的分離に際し、これらを一元的・同列に扱おうとすれば違和感があり、リスクテイクに対する一般ガス事業者との衡平性を図るための異なる取扱が必須であると考えます。
- 法的分離によって中立性が高まり総括原価主義のもとでの導管コスト回収が確実となる効果は、一般論としては認められますが、新規参入者の導管利用により通過ガスの総量が増加しない限り(当社ではそれが期待できないことは2-①に記載)、法的分離による事業者コストの増加(2-②に記載)は、託送料金の値上げと既存のグループ外託送依頼者の負担増加に直結することに加え、卸・大口直販ガス料金の値上げ(又は収支悪化)を招くだけです。

2-④ 規制強化

- 第8回小委における新ガス導管事業者への一元化の議論は、現行ガス導管事業者に対する規制強化ではなく、「規制を揃えること」が目的とされました。一元化のうえで法的分離が課されるとすれば、著しい規制強化となります。

【参考】当社長岡鋳業所管内設備概要



出所：当社作成

Ⅱ．導管中立性以外の論点に係る当社意見(1/2)

1. 新ガス導管事業に課される供給義務等について

- 現在までの小委及び詳細設計に係る事務局の個別説明を通じ、一元化された新ガス導管事業者に対して、①新たに導管に供給区域を纏わせ、②当該区域内における供給義務(最終保障サービス提供義務)を課すとともに、③すべての導管に小口を含む需要家保安業務責任(消費機器調査・周知を除く。)を課す、ことが提示されていると受け止めています。
- その場合、以下のような問題が生じると認識しており、一般ガス事業者とは異なり低圧管(小口供給)を有さないガス導管事業者の存在を念頭に置いた丁寧な制度設計を行って頂くよう要望します。
 - 小口小売の自由化に際し、中高压管しか有さないガス導管事業者に対して、現行制度で存在しない大口(中・高压)供給に係る義務(及び区域設定)を新たに課すことは、小口需要家保護目的とは無関係です。
 - 当社は小口供給の事業形態である低圧供給の実績を持たず、実施してもいない業務分野に対する法的義務を課されることには違和感があります。
 - 従って、大口と小口(中高压と低圧)について区分した上記①～③に係る詳細設計(例えば、低圧管のみに②③を課し、中・高压管には二重導管規制の目的で必要があれば①のみ設定することなど)が必要と考えます。

Ⅱ．導管中立性以外の論点に係る当社意見(2/2)

2. LNG受入基地の開放義務化について

- 「適正なガス取引についての指針」(以下「適正取引指針」。)においては、基地の余力開放による第三者利用の促進が規定されているところですが、問題となる行為の類型化・例示は、大口供給に関する記述に比べると十分とは言えません。
- 基地利用に関する問題事例の出現が少数であるとすれば、まずは、適正取引指針における、基地利用に関する問題となる行為の記述の充実を図ったうえで、これが機能しない場合に法的な開放義務を課すという手順を踏むべきではないかと考えます。
- 仮に法的開放義務が課され、基地利用に係る約款作成が要求される場合、その利用条件は硬直的なものとならざるを得ないことが懸念され、民・民の相対協議による自由な形態・条件による利用を阻害する虞があります。
- また、基地開放に法的義務を課す場合には、一般ガス事業者とガス導管事業者の相違について、法的分離同様にご配慮頂きますよう要望します。

以上